

## 小規模契約希望者登録申請について

この登録制度は、阿蘇市が発注する建設工事、修繕、物品購入及び業務委託の契約のうち入札参加資格審査申請（指名参加願）のない方でも契約することができる「小额で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、積極的に指名業者を選定の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

### ○申請できる方

阿蘇市内に主たる事業所を有する方。  
個人・法人を問いません。

・建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等を問いません。

### ○申請できない方

①阿蘇市に主たる事業所を有しない方。

②成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない方。

③阿蘇市競争契約入札心得に基づく申請がなされている方。

④希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方。

⑤市税を滞納している方。

### ○申請に必要な書類

①登録申請書（様式第1号）

※希望業種は3業種までとなります。

②申請に必要な資格・免許の写し  
③阿蘇市税の納税証明書（個人：代表者市税／法人：代表者市税及び法人市民税）

④登録される方が個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿謄本

○申請書の設置場所及び提出先  
阿蘇市役所 財政課 管財係

※申請書は阿蘇市ホームページよりダウンロードすることができま

### ○受付期間

随時受付

### ○有効期間

登録日より平成24年5月31日まで

### ○その他

①登録名簿は府内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため一般にも公開（閲覧）します。

②阿蘇市が発注する小規模な契約の際に指名業者選定の対象となるますが、指名や契約を約束するものではありません。

### ○対象となる契約

次の各号のいずれにも該当するものとします。

・内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの。

・契約金額が、小規模な建設工事、修繕、物品購入及び業務委託。



今年は5年に一度の国勢調査の年です。

国勢調査は、日本の人口、世帯、就業者からみた産業構造などの状況を地域別に明らかにするため、統計法という法律に基づき実施されます。

10月1日現在、日本国内に住んでいるすべての人及び世帯が調査の対象です。

調査の結果は、介護・医療・福祉・雇用対策、地域の活性化など、さまざまな分野の行政施策に役立てられる基礎データとなります。特に、国勢調査の結果による人口と世帯数は、地方交付税の算定に用いられています。地方交付税は、国から地方に交付されるもので、阿蘇市でも道路建設などの生活環境の整備や福祉など私たちに身近なまちづくりに使われている重要な財源です。

9月下旬から調査員が市内すべての世帯にお伺いして調査票を配布します。個人情報保護のため、調査票は封入して提出していただきますので、調査員が調査票を見ることはありません。

住みよいまちづくりのため、皆様の調査へのご理解とご協力をよろしくお願いします。

総務省・熊本県・阿蘇市

平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査e-ガイド」  
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010>

## ○問い合わせ先 企画振興課 企画調整係 22-3169